

新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る土地の募集要領

平成 23 年 10 月に日高村において開業した県内で唯一の管理型最終処分場であるエコサイクルセンターは、平成 34 年 9 月から平成 36 年 8 月の間に埋立終了が見込まれています。

こうしたことから、県では公共関与の手法により新たな管理型最終処分場を整備する方針とし、このたび、有識者等で構成される「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置して、その整備に適した候補地を選定することとしました。

候補地選定の対象とする土地は、委員会において決定する条件によって抽出する土地及び公募により応募された土地とすることとし、これらの土地を同一の項目により評価しながら候補地を絞り込んでいくこととしました。

このため、候補地選定の対象となる土地を公募することとし、公募の対象となる土地や応募できる方の要件などを次のとおり定めました。

つきましては、皆様からの応募をよろしく申し上げます。

1 応募対象となる土地の要件

次の（１）から（５）までの全ての要件を満たしている土地を応募の対象とします。

これらのうち、（２）及び（３）の要件については、応募しようとする方が要件を満たしているか否かを判断できない場合でも応募は可能としますが、応募後の審査において、要件に適合していないことが判明した場合は、選定の対象から外れることとなります。

（１）高知市中心部から、自動車で概ね 1 時間以内に到達できる土地であること。

（２）面積が 5.5 ヘクタール（55,000 ㎡）以上の土地であること。

（３）次のアからテまでのいずれにも該当しない土地であること。該当の有無の確認は、「10 その他」を参照してください。

※候補地選定にかかる審査は、全て委員会において行われます。このため、応募しようとする土地が要件を満たしているか否か等、事前審査に相当するお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

ア 国立公園、国定公園	サ 地すべり防止区域
イ 県立自然公園	シ 砂防指定地
ウ 自然環境保全地域	ス 急傾斜地崩壊危険区域
エ 鳥獣保護区特別保護地区	セ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
オ 国有林	ソ 河川区域（1 級河川、2 級河川）
カ 保安林	タ 津波浸水想定区域（想定されている最大クラス（L2）の地震に伴う津波）
キ 史跡・名勝・天然記念物が存在する土地	チ 活断層から 1km 以内の範囲
ク 周知の埋蔵文化財包蔵地	ツ 市街化区域、市街化調整区域、用途地域
ケ 重要伝統的建造物群保存地区	テ 農用地区域
コ 保存樹木、保存樹林が存在する土地	

（４）暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団等」という。）が所有する土地でないこと。

（５）募集期間の初日以降に、暴力団等から所有権が移転した土地でないこと。

※（４）、（５）に記載している暴力団、暴力団員、暴力団準構成員は、次のとおりとします。

○暴力団：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

○暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

○暴力団準構成員：高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団準構成員

2 応募できる方

✚ 次の（１）から（３）までのいずれかの方からの応募とします。

（１）応募しようとする土地の全てまたは一部を**所有している方**（個人、法人は問わない。）

（２）応募しようとする土地の存する**自治会等の長**※

※自治会長、地区長、町内会長、部落長等の地元集落代表者

（３）応募しようとする土地の存する**市町村の長**

◎土地所有者の同意等の取得について

応募者が上記（１）から（３）までのいずれの場合でも、応募する区域（以下「応募箇所」という。）の**全ての土地所有者**が、応募箇所が建設予定地に決定した時には、土地の売却に応じることに「同意すること」または「同意する見込みであること」を条件とします。

⇒同意については、登記名義人による同意を原則としますが、現所有者（登記名義を変更していない実質の所有者等）による同意でも可能とします。

⇒同意する見込みについては、応募者が土地所有者（登記名義人または現所有者）に意思を確認のうえ、その旨を誓約してください。

3 募集期間

✚ 平成 29 年 6 月 30 日（金）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで【当日消印有効】

4 提出書類等

（１）応募申請書（第 1 号様式）

（２）応募箇所の土地所有者による同意書（第 2 号様式）

（３）応募者による同意見込みの誓約書（第 3 号様式）

（４）位置図

⇒応募箇所の存する市町村の全域が入った地図に位置を記してください。

（５）詳細図

⇒応募箇所が全て入る地図（縮尺 1/1500 から 1/6000 程度）に、応募する土地の区域を記してください。

また、応募箇所のどの部分が誰の土地なのか分かるように、地図に書き込んでください。

（６）土地所有者が応募する場合は、その所有する土地の登記事項証明書（代表地 1 筆で可）

※応募に係る**全ての経費は応募者の負担**とします。

※提出された書類等は、**原則として返却しません**。

5 提出先及び提出方法等

（１）提出先

●高知県林業振興・環境部 環境対策課 応募受付係

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号（県庁西庁舎 5 階）

○お問い合わせ先：電 話 088-821-4595

電 子 メール 030801@ken.pref.kochi.lg.jp

（２）提出方法

ア 郵送または持参により提出してください。FAX、メールによる提出は受け付けません。

イ 郵送の場合は、提出書類等の入った封筒に「応募申請書在中」と朱書きをお願いします。また、平成 29 年 8 月 31 日の消印有効とします。

ウ 持参の場合は、閉庁日（土曜・日曜・祝日）を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までに提出をお願いします。

(3) 応募申請書の受理

提出書類等を受理した時は、応募者へ「応募受理書」を郵送します。

6 応募に関する情報の取扱い等について

(1) 応募に係る個人情報等（応募者、同意者及び同意見込み者の氏名（法人名）、住所、電話番号、応募箇所の地番等）は、公表しません。

(2) 応募箇所の市町村名及び大字は、応募箇所が存する市町村（廃棄物行政担当課）へ情報提供したうえで公表します。また、委員会において決定する条件により抽出する土地（以下「抽出箇所」という。）と応募箇所との区分についても公表します。

(3) 候補地が決定するまでは、選定に関する問い合わせに応じることはできません。

(4) 候補地選定終了後、委員会が作成する報告書において、応募箇所の大きかな位置を示した図面（縮尺 1/50 万程度の県全域の地図）と評価結果を公表する予定です。また、応募箇所が最終回の委員会において審議対象となった箇所については、詳細な図面も公表する予定です。

(5) 応募された提出書類等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合は、その時点で選定から外れることとなります。

7 候補地の選定方法及び応募箇所の取扱いについて

🚩 応募箇所は、委員会による審査を経たうえで、候補地選定の対象に加わることとなります。具体的な選定方法及び取扱いは、次の（1）から（3）までのとおりです。

(1) 委員会における候補地の選定方法

ア 本要領「1 応募対象となる土地の要件」（1）及び（3）により、候補地を選定する対象区域を決定します。

イ 応募箇所については、応募箇所の市町村名及び大字を公表した後、アの対象区域の要件に適合しているか審査を行います。

ウ アの対象区域内の抽出箇所及びイの審査において要件に適合した応募箇所について、委員会が決定する項目により複数回の評価を行い、段階的に箇所数を絞り込みます。評価項目については、委員会開催毎に県庁環境対策課のホームページ（「10 その他」（3）参照）に掲載します。

エ 抽出箇所と応募箇所の中から最終的に絞り込まれた複数の土地が「候補地」となります。

(2) 応募箇所の取扱い

ア 応募箇所は、抽出箇所と同様の手順で評価するため、応募したからといって必ずしも候補地に選定されるとは限りません。

イ 応募箇所が候補地に選定された場合においても、建設予定地に決定したわけではなく、県が土地の購入等を約束するものではありません。

ウ 応募箇所が建設予定地に決定した場合においても、測量や設計の結果により、施設整備に必要となる土地の面積が確定することになるため、必要面積が応募箇所の面積よりも小さくなることもあります。

(3) 建設予定地の決定

委員会により選定された複数の候補地において、県が地元説明会を開催する予定です。

その後、地元、市町村及び県との間で合意形成が図られた箇所を建設予定地として決定する予定です。

8 応募の取下げ

✚ 応募を取下げの場合は、応募取下げ書（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

ただし、応募箇所が抽出箇所と一致している場合には、応募を取下げても選定の対象となります。

- (1) 応募の取下げは、応募者のみが行うことができます。
- (2) 応募の取下げは、随時可能とします。
- (3) 応募取下げ書を受理した時は、応募者へ「応募取下げ受理書」を郵送します。
- (4) 応募取下げ書の提出先及び提出方法は、「5 提出先及び提出方法等」と同様とします。

※提出書類等については、平成29年8月31日までに取下げ書の提出（当日消印有効）があり、希望される場合は応募者に返却します。

9 応募申請書等の配布場所

- (1) 県庁環境対策課（ホームページからダウンロードもできます。）
- (2) 県民室（県庁本庁舎1階）
- (3) 各福祉保健所（須崎を除く）
- (4) 須崎農業振興センター

10 その他

(1) 「1 応募対象となる土地の要件」(3)に記載している区域等の一部は、次のホームページにより確認することができます。

ア 国土交通省土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）

<http://lucky.tochi.mlit.go.jp/>

○国立公園、国定公園、県立自然公園（システムでは「自然公園地域」）

○自然環境保全地域（システムでは「自然保全地域」）

○国有林 ○保安林 ○市街化区域、市街化調整区域、用途地域 ○農用地区域

イ 高知県文化財地図情報システム

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310701/2014070300180.html>

○史跡・名勝・天然記念物 ○周知の埋蔵文化財包蔵地

ウ 高知県防災マップ

<http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/>

○地すべり防止区域 ○砂防指定地 ○急傾斜地崩壊危険区域

○土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

○津波浸水想定区域（マップでは「津波浸水予測図」）

(2) 新たな管理型最終処分場の整備の方向性等が示された「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想（平成29年3月策定）」は、下記のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/masterplan.html>

(3) 第1回委員会の資料等は、下記のホームページに掲載しています。第2回以降の委員会資料は、各委員会開催後に掲載します。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/kouhotisenntei.html>

(4) エコサイクルセンターの特徴や安全性などは、別紙資料をご覧ください。